労災レセプト電算処理システム

オンライン又は光ディスク等による 請求に係る記録条件仕様(調剤用/見え消し版)

> 平成2<u>4</u>6年<u>11</u>4月 厚生労働省労働基準局

〈目次〉

第1	章 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項			• • • •	1
	電気通信回線 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				1
2 耳	なり扱う情報			• • • •	1
3 ナ	方式				1
(1)	記録形式				1
(2)	ファイル構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			· · · •	1
(3)	情報表記仕様				1
ア	請求ファイルの構成				1
イ	請求ファイル構成イメージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				2
ウ	レコード形式				3
工	内容を表現する文字の符号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				5
才	全角カナの範囲				6
(4)	各種レコードの記録要領に関する事項	6	(別	冊1)	
ア	薬局情報			別冊	1
(ア	()薬局情報レコード				
(1) マルチボリューム識別情報				
1	レセプト共通情報			別冊	2
	レセプト共通レコード				
ウ	レセプト情報			別冊	4
	労災レセプトレコード				
工	処方情報			別冊	5
(ア) 処方基本レコード				
(1)調剤情報レコード				
(ウ	?)医薬品レコード				
(エ	-) 特定器材レコード				
(オ	つ) コメントレコード				
才	摘要情報 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•	別冊1	O
	摘要欄レコード				
カ	基本料・薬学管理料情報		•	別冊1	0
	基本料・薬学管理料レコード				
丰	労災薬剤費請求書情報 ····································		•	別冊 1	2
	労災薬剤費請求書レコード				

第2章	长	ビディスク等を用いた費用の請求に関する事項 ・・・・・・・・・			7
1 爿	ビディ	ィスクに関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			7
(1)		/パクトディスク (CD-R) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			7
ア	媒	体関連仕様			7
イ	情	報表記仕様		8	8
ウ	各	種レコードの記録要領に関する事項		8	8
(2)	マグ	`ネットオプティカルディスク(MO)・・・・・・・・・・・・・・・	• • •	• • • • • •	8
ア		体関連仕様			8
イ		報表記仕様			9
ウ		種レコードの記録要領に関する事項			9
2 7	レキ	シブルディスク(FD)に関する事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			9
(1)	媒体	は関連仕様 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			9
(2)		B表記仕様 ······			Э
(3)	各種	重レコードの記録要領に関する事項		1 (Э
別表		各種コードに関する事項			
別表1		都道府県コード	1	(別表)	
別表 2		点数表コード	2	(別表)	
別表 3		年号区分コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	(別表)	
別表4		男女区分コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	(別表)	
別表 5		初回・継続コード	2	(別表)	
別表 6		業務災害・通勤災害コード	2	(別表)	
別表 7		帳票種別コード	2	(別表)	
別表 8		剤形コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	(別表)	
別表 9		用法コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	(別表)	
別表1	0	算定区分コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4	(別表)	
別表 1	1	分割調剤種類コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4	(別表)	
別表 1	2	混合区分コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4	(別表)	
別表 1	3	特定器材単位コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	(別表)	
別表 1	4	都道府県労働局コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7	(別表)	
別表 1	5	労働基準監督署コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8	(別表)	

第1章 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する事項

都道府県労働局の使用に係る電子計算機と、労災保険指定薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用した費用の請求を行う場合の電気通信回線及び取り扱う情報並びに方式については、本章の定めるところによる。

1 電気通信回線

電気通信回線は、ISDN回線を利用したダイヤルアップ接続、閉域IP網を利用した IP-VPN接続又はオープンなネットワークにおいてはIPsec (IETF (Internet Engineering Task Force) において標準とされた、IP (Internet Protocol) レベルの暗号化機能。認証や暗号のプロトコル、鍵交換のプロトコル、ヘッダー構造など複数のプロトコルの総称)とIKE (Internet Key Exchange; IPsecで用いるインターネット標準の鍵交換プロトコル)を組み合わせた接続とする。

2 取り扱う情報

労災薬剤費請求内訳書情報及び労災薬剤費請求書情報とする。

3 方式

(1) 記録形式

CSV形式とする。

(2) ファイル構成

ファイル名を"RREYnnmm"とし、拡張名を"CYO"とする。

nn=2桁の連番(原則として、請求月単位に重複しないこととする。) mm=2桁の連番(薬局情報レコードのマルチボリューム識別情報の値と同じ値とする。)

例) RREY0100. CYO

(3)情報表記仕様

ア 請求ファイルの構成

ファイルの構成は、次のとおりとする。

- (ア) ファイルは、1ボリューム複数ファイルを可とする。
- (イ)ファイルの作成単位は、初回分の請求については、傷病労働者の所属事業場を管轄する労働基準監督署ごとに1つの請求書ファイルにまとめて、また、2回目以降の請求については、すべてを1つの請求書ファイルにまとめて作成する。(1ファイルに記録できる内訳書添付枚数は、最大で997枚とする。)
- (ウ) 1ボリュームに収まらないような指定薬局単位のレセプトは、レセプト単位に分割して別ボリュームに記録する。
- (エ) ファイルは、改行コードにより複数レコードに分割し、レコードの組み合わせにて構成する。

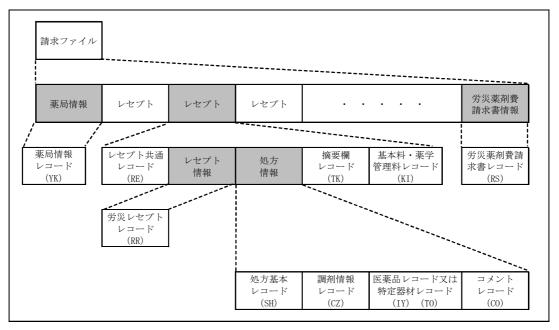
- (オ)ファイルは、薬局情報、レセプト及び労災薬剤費請求書情報により構成し、 指定薬局単位に薬局情報、レセプト、労災薬剤費請求書情報の順に記録する。
- (カ)薬局情報は、薬局情報レコードにより構成する。
- (キ) 労災薬剤費請求書情報は、労災薬剤費請求書レコードにより構成する。
- (ク)レセプトは、レセプト共通情報、レセプト情報、処方情報、摘要欄情報及び基本料・薬学管理料情報により構成する。
- (ケ) レセプト共通情報は、レセプト共通レコードにより構成し、当該レセプト の先頭に記録する。
- (コ)レセプト情報は、労災レセプトレコードで構成する。
- (サ) 処方情報は、処方基本レコード、調剤情報レコード(複数記録可能)、医薬品レコード(複数記録可能)、特定器材レコード(複数記録可能)及びコメントレコード(複数記録可能)により構成し、同一処方内容のものを一括りとして記録する。

また、同一処方内容内での記録順は、処方基本レコード、調剤情報レコード、医薬品レコード、特定器材レコード及びコメントレコードの順に記録する。

- (シ) 摘要欄情報は、摘要欄レコードにより構成する。(複数記録可能)
- (ス) 基本料・薬学管理料情報は、基本料・薬学管理料レコードにより構成する。 (複数記録可能)
- (セ) ファイル最終レコードの最終部分は、改行コードの後にファイルの終わり を示す1バイトの文字列(以下「EOFコード」という。)を記録する。
- (ソ) レセプトデータを複数ボリュームに分割して記録する場合、薬局情報レコード及び労災薬剤費請求書レコードのマルチボリューム識別情報に複数ボリューム間の関連付け情報を記録する。

イ 請求ファイル構成イメージ

請求ファイル構成イメージは、下図のとおりである。



ウ レコード形式

- (ア) レコード形式は可変長レコードとし、各レコードの末尾には、改行コード を記録する。入れる。
- (イ) レコードにおける<u>内の</u>各項目間は、項目の区切りを示す1バイトの文字列 ","(以下「カンマ」という。)で区切り識別する。<u>カンマ","で区</u> 切る。(数値項目の編集に、位取り用のカンマを使用しない。)
- (ウ) 各項目は、最大バイト数を規定するのみとする。し、

項目形式が固定の項目については、最大バイト数までの記録を必須とする。 で記録し、可変の項目については有効桁(文字)までの記録とする。なお、 有効桁(文字)以降に継続する"スペース"は記録しない。

項目形式が可変の項目で記録内容が最大桁数に満たない場合は、有効桁数までの記録としても差し支えないものとする。

可変項目におけるモードごとの有効桁の判断は下表のとおりとする。

モード	有効桁の判断
数字モード	上位桁の"ゼロ"を除いた数字
英数モード	有効文字以降に継続する"英数スペース"を除
火奴モート	いた英数文字
世米にし じ	上位桁の"ゼロ"及び小数点以下の下位桁の"ゼ
英数モード	ロ"を除いた数字(小数点以下がすべてゼロの
- (小数点付き数字)-	場合は小数点も除く。)
満ウェード	有効文字以降に継続する"漢字スペース"を除
漢字モード I	いた漢字文字

モード	項目形式	文字種別	<u>内容</u>
	<u>可変</u>	半角数字	有効桁に満たない場合は、ゼロ・サプ
数字			レスし記録する。
<u> </u>	<u>固定</u>	半角数字	ゼロ・サプレスせず記録する。(例:
			01)
基米	可変	半角英数	有効文字までの記録とする。
<u> </u>	<u>固定</u>	半角英数	最大バイト数で記録する。
漢字	<u>可変</u>	全角文字	有効文字までの記録とする。
<u> </u>	<u>固定</u>	全角文字	最大バイト数で記録する。

(エ) レコードの種類は、薬局情報(薬局情報レコード)、レセプト共通情報(レセプト共通レコード)、レセプト情報(労災レセプトレコード)、処方情報(処方基本レコード、調剤情報レコード、医薬品レコード、特定器材レコード及びコメントレコード)、摘要欄情報(摘要欄レコード)、基本料・薬学管理料情報(基本料・薬学管理料レコード)及び労災薬剤費請求書情報(労災薬剤費請求書レコード)とする。

(オ) 各レコードの先頭には、下表のとおりレコードの識別情報を記録する。

レコード種別	モード	バイト	識別情報	備考
薬局情報				労災薬剤費請求書単位デ ータの先頭に記録必須
薬局情報レコード			YK	保険薬局の情報を記録
レセプト				1レセプト単位に記録
レセプト共通レコード			RE	レセプト単位データの先 頭に記録必須
レセプト情報				労働保険番号、請求点数等 の情報を記録
労災レセプトレコード			RR	労災保険レセプトの場合 に記録
処方情報				1処方単位のデータを記 録
処方基本レコード	英数	2	SH	医薬品の剤形、用法等を記 録
調剤情報レコード			CZ	1調剤日単位のデータを 記録
医薬品レコード			IY	医薬品を記録
特定器材レコード			ТО	特定器材を記録
コメントレコード			СО	コメントを記録
摘要欄レコード			TK	摘要欄の内容を記録
基本料・薬学管理料レコード			KI	調剤基本料、薬学管理料を 記録
労災薬剤費請求書情報				労災薬剤費請求書単位デ ータの最後に記録必須
労災薬剤費請求書レコード			RS	総点数等の情報を記録

エ 内容を表現する文字の符号

内容を記録する文字の符号は、JISX0201-1976の8単位符号及びJISX0208-1983の附属書1にて規定されているシフト符号化表現(シフトJIS)によるものとする。

なお、内容を記録する文字以外の制御符号は、下表のとおりとする。

符号名称	図形 記号	16進数※	バイト 数	用途				
カンマ	,	(2C)	1	項目の区切りを表現する。				
引用符	"	(22)	1	使用しない。				
改行コード		(OD) (OA)	2	レコードの区切りを表現する。				
EOFコード		(1A)	1	ファイルの終わりを表現する。				

^{※ 16}進数は、0から9及びAからFを括弧でくくって表現する。

オ 全角カナの範囲

全角カナのみ記録可能な項目は、下表で示したシフトJISコードを使用するものとする。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	Α	В	С	D	E	F
8140		•	0	,			:	;	?	!	*	0	,	`		^
8150	_	_	`	*	7	۲	//	소	々	×	0	_	_	-	/	/
8160	~	//	1			4	,	44	"	()	[)	[]	{
8170	}	<	>	«	>>	Γ	J	ſ]	[1	+	_	±	×	

?

82E0	ŧ	ゃ	や	ゅ	ゅ	ょ	よ	b	Ŋ	る	れ	3	わ	わ	ゐ	ゑ
82F0	を	6	•	•		•	•	•	•		•	•				
8340	ア	ア	1	1	ウ	ゥ	ェ	エ	オ	オ	カ	ガ	+	ギ	ク	グ
8350	ケ	ゲ	コ	ゴ	サ	ザ	シ	ジ	ス	ズ	セ	ゼ	ソ	ゾ	タ	ダ
8360	チ	ヂ	ツ	ッ	ヅ	テ	デ	7	۴	ナ	П	ヌ	ネ	1	/\	バ
8370	パ	۲	Ľ	Ľ	フ	ブ	プ	^	ベ	~	木	ボ	ポ	マ	111	
8380	ᄉ	Y	Ŧ	ヤ	ヤ	ュ	ч	Э	=	ラ	IJ	ル	レ		ワ	ワ
8390	ļ.]		٦,		,									
0390	井	ヱ	ヲ	ン	ヴ	カ	ケ	•	•	•	•	•	•	•	•	Α
83A0	В	L	Δ	E	Z	Н	Θ	1	К	^	М	N	Ξ	0	π	Р
83A0	В	Γ	Δ	Е	Z	Н	Θ	I	K	٨	M	N	Ξ	0	Π	Р
83A0 83B0	Β	Г	Δ	E Φ	Z	Н	Θ	·	K .	۸ .	M .	N -	Ξ.	0	Π.	Ρ α
83A0 83B0 83C0	B Σ β	Γ Τ γ	Δ Υ δ	Ε Φ	Ζ Χ <i>ξ</i>	Η Ψ η	Θ Ω θ	- ι	κ •	Λ •	M μ	N • ν		O	Π •	P α ρ

(Shift-JIS コード表より抜粋)

	使用可能
	使用不可能

(4) 各種レコードの記録要領に関する事項 ※別冊参照

第2章 光ディスク等を用いた費用の請求に関する事項

労災保険指定薬局から都道府県労働局への費用の請求を行う場合の光ディスク 又はフレキシブルディスクに係る規格及び方式については、本章に定めるところに よる。

なお、取り扱う情報については、第1章と同じとする。 また、光ディスク等の記録形式をMS-DOSフォーマットのCSV形式とする。

1 光ディスクに関する事項

(1) コンパクトディスク (CD-R)

ア 媒体関連仕様

(ア) 媒体及び物理フォーマット

JIS TS X0025-2005の規格に適合する120mm コンパクトディスクを使用する。

(イ) 論理フォーマット

論理フォーマットは I S O 9 6 6 0 形式 (レベル 1) に準拠する。 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション方式) 方式とする。

(ウ) ファイル構成

光ディスクのファイル構成は、次に規定するものを除き、JISX0605-1997に準拠する。

- a ルートディレクトリのディレクトリ項目は、次のとおりとする。
 - (a) ボリュームラベル項目の有無は、任意とする。
 - (b) サブディレクトリ指示項目は、あってはならない。
 - (c) ディレクトリ項目のうち、使用中のファイル項目を下表に示す。

文字位置	名前	内容					
1~8	名前	"RREYnnmm" nn=01∼99					
		mm=00~99					
9~11	拡張名	"CYO"					
1 2	属性	(00)又は(20)					
13~22	予約	JISX0605-1997に準拠					
23,24	記録時刻	JISX0605-1997に準拠					
25, 26	記録日付	JISX0605-1997に準拠					
27, 28	先頭クラスタ番号	JISX0605-1997に準拠					
$29 \sim 32$	ファイル長	JISX0605-1997に準拠					

- 注1 文字列は、記述する文字を引用符でくくって表現する。
 - 2 16進数は、0から9及びAからFを括弧でくくって表現する。
- b その他のディレクトリ項目は、すべて空きディレクトリ項目でなければ ならない。

イ 情報表記仕様

(ア) 請求ファイルの構成

第1章-3-(3) - アの「電気通信回線」の「請求ファイルの構成」と同じ。

(イ) 請求ファイル構成イメージ

第1章-3-(3) -イの「電気通信回線」の「請求ファイル構成イメージ」と同じ。

(ウ) レコード形式

第1章-3-(3)-ウの「電気通信回線」の「レコード形式」と同じ。

(エ) 内容を表現する文字の符号

第1章-3-(3)-エの「電気通信回線」の「内容を表現する文字の符号」と同じ。

- ウ 各種レコードの記録要領に関する事項
- (ア) 薬局情報

第1章-3-(4)-アの「電気通信回線」の「薬局情報」と同じ。

(イ) レセプト共通情報

第1章-3--(4)-イの「電気通信回線」の「レセプト共通情報」と同じ。

(ウ) レセプト情報

第1章-3-(4)-ウの「電気通信回線」の「レセプト情報」と同じ。

(エ) 処方情報

第1章-3-(4)-エの「電気通信回線」の「処方情報」と同じ。

(才) 摘要欄情報

第1章-3-(4)-オの「電気通信回線」の「摘要欄情報」と同じ。

(力) 基本料·薬学管理料情報

第1章-3-(4)-カの「電気通信回線」の「基本料・薬学管理料情報」と同じ。

(キ) 労災薬剤費請求書情報

第1章-3-(4)-キの「電気通信回線」の「労災薬剤費請求書情報」 と同じ。

(2) マグネットオプティカルディスク (MO)

ア 媒体関連仕様

(ア) 媒体及び物理フォーマット

JISX6275-1997に適合する90mm230MB又はJIS X6277-1998に適合する90mm640MBの光ディスクを使用 する。

(イ) 論理フォーマット

光ディスクの論理フォーマットは、J I S X O 6 O 5 - 1 9 9 7 に規定する情報記録方式に準拠する。

(ウ) ファイル構成

第2章-1-(1)-r-(0)の「コンパクトディスク(CD-R)」の「ファイル構成」と同じ。

- イ 情報表記仕様
 - (ア)請求ファイルの構成

第1章-3-(3)--アの「電気通信回線」の「請求ファイルの構成」と同じ。

(イ) 請求ファイル構成イメージ

第1章-3-(3) -イの「電気通信回線」の「請求ファイル構成イメージ」と同じ。

(ウ) レコード形式

第1章-3-(3)-0の「電気通信回線」の「レコード形式」と同じ。

(エ) 内容を表現する文字の符号

第1章-3-(3) -エの「電気通信回線」の「内容を表現する文字の符号」と同じ。

- ウ 各種レコードの記録要領に関する事項
- (ア)薬局情報

第1章-3-(4)-アの「電気通信回線」の「薬局情報」と同じ。

(イ) レセプト共通情報

第1章-3--(4)-イの「電気通信回線」の「レセプト共通情報」と同じ。

(ウ) レセプト情報

第1章-3-(4) ーウの「電気通信回線」の「レセプト情報」と同じ。

(エ) 処方情報

第1章-3-(4)-エの「電気通信回線」の「処方情報」と同じ。

(才) 摘要欄情報

第1章-3-(4)-オの「電気通信回線」の「摘要欄情報」と同じ。

(カ) 基本料・薬学管理料情報

第1章-3-(4) ーカの「電気通信回線」の「基本料・薬学管理料情報」と同じ。

(キ) 労災薬剤費請求書情報

第1章-3-(4)-キの「電気通信回線」の「労災薬剤費請求書情報」 と同じ。

- 2 フレキシブルディスク (FD) に関する事項
- (1) 媒媒媒体関連仕様

ア 媒体及び物理フォーマット

(ア) 媒体

JISX6223-1987の規格に適合するフレキシブルディスクを 使用する。

(イ) 物理フォーマット

物理フォーマットは、JISX6225-1995に規定する情報記録方式に準拠する。

イ 論理フォーマット

論理フォーマットは、JISX0605-1997に規定する情報記録方式に準拠する。

ウ ファイル構成

第2章-1-(1)-r-(0)の「コンパクトディスク(CD-R)」の「ファイル構成」と同じ。

(2) 情報表記仕様

ア 請求ファイルの構成

第1章-3-(3) -アの「電気通信回線」の「請求ファイルの構成」と同じ。

イ 請求ファイル構成イメージ

第1章-3-(3) ーイの「電気通信回線」の「請求ファイル構成イメージ」と同じ。

ウ レコード形式

第1章-3-(3)-ウの「電気通信回線」の「レコード形式」と同じ。

エ 内容を表現する文字の符号

(3) 各種レコードの記録要領に関する事項

ア 薬局情報

第1章-3-(4)-アの「電気通信回線」の「薬局情報」と同じ。

イ レセプト共通情報

第1章-3-(4)-イの「電気通信回線」の「レセプト共通情報」と同じ。

ウーレセプト情報

第1章-3-(4) -ウの「電気通信回線」の「レセプト情報」と同じ。

工 処方情報

第1章-3-(4)-エの「電気通信回線」の「処方情報」と同じ。

才 摘要欄情報

第1章-3-(4)-オの「電気通信回線」の「摘要欄情報」と同じ。

力 基本料·薬学管理料情報

第1章-3-(4)-カの「電気通信回線」の「基本料・薬学管理料情報」 と同じ。

キ 労災薬剤費請求書情報

第1章-3-(4)-キの「電気通信回線」の「労災薬剤費請求書情報」と同じ。

(4) 各種レコードの記録要領に関する事項

モードは入力する文字の種別、最大バイトは項目の最大バイト数、項目形式は項目長が固定長か可変長かを示す。

ア 薬局情報

薬局情報レコード

項目	モード	最大バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	"YK"を記録する。	
予備 1	数字	1	可変	記録を省略する。	
都道府県	数字	2	固定	保険薬局の所在する都道府県コード (別表1) を記録する。	
点数表	数字	1	固定	保険薬局が使用する点数表コード (別表2) を 記録する。	
薬局コード	数字	7	固定	保険薬局について定められた薬局コードを記録 する。	
薬局連絡先名称	漢字	40	可変	労災保険指定薬局の名称を記録する。 2 労災保険指定薬局名称が40バイトに満たない場合は、後続する"スペース"を省略しても差し支えない。	
請求年月	数字	5	固定	1 請求年月を和暦で年号区分コード (別表 3)を含め た形でて 記録する。 2 数字 "GYYMM" の形式で記録する。	1つの請求書ファイルに記録されているレセプト情報のうち、最繁されても変更を記述した。 のうち、最繁年月を記録年月が、 平成24年4月と平成と4年5月のレセプト 情報が記録合には、 42405となる)
マルチボリューム識別情報	数字	2	固定	都道府県労働局へ提出するボリューム単位毎に "00"から昇順に2桁の連続番号を記録する。	
電話番号	英数	15	可変	1 労災保険指定薬局の電話番号を記録する。 2 電話番号は市外局番、市内局番及び加入者番号を記録する。この場合において、各番号の間にはカッコ又はハイフンを記録しても差し支えない用いることができる。 3 電話番号が15 バイトに満たない場合は、後続する"スペース"を省略しても差し支えない。	必ず記載する。

上
 L
 L
 L
 は月を示す。

 注 GYYMM のG は年号区分コード(別表3)、YY は和暦年、MM は月を示す。

(イ) マルチボリューム識別情報

マルチボリューム識別情報の記録は、次のとおりとする。

ボリューム1

	薬局情報 "00"	レセプト1	 レセプトx	労災調剤費請求書 情報"01"
ボリュー	- ム 2			
	薬局情報 "01"	レセプトx+1	 レセプトy	労災調剤費請求書 情報"02"
ボリュー	- 43			_
	薬局情報 "02"	レセプトy+1	 レセプトz	労災調剤費請求書 情報"99"

注1 引用符内の数字は、マルチボリューム識別情報を示す。

^{2 1}レセプトのデータが複数ボリュームにまたがらないように、レセプト単位に分割して記録する。

イ レセプト共通情報 レセプト共通レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	"RE"を記録する。	
レセプト番号	数字	6	可変	1 レコードが属するレセプト番号を記録する。 2 レセプト番号は、レセプト記録順に"1"から昇順に連続番号を記録する。 3 有効桁数か6桁に満たない場合は、有効桁 までの記録としても差し支えない。	
予備 1	数字	4	可変	記録を省略する。	
予備 2	数字	5	可変	記録を省略する。	
労働者の氏名	英数 <u>又は</u> 漢字	40	可変	1 姓名を記録する。 2 姓と名の間に1 <u>文字分の</u> "スペース"を 1 杯 記録する。 3 <u>姓名が40パイトに満たない場合は、後続する"スペース"を省略しても差し支えない。</u> モード毎の桁数は次のとおりとする。 英数:40文字 漢字:20文字 4 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。	モード毎の桁数は 次のとおりとす る 。 英数:40桁 漢字:20桁
男女区分	数字	1	固定	男女区分コード (別表4) を記録する。	
生年月日	数字	7	固定	1 生年月日を和暦で年号区分コード (別表3) を含めた形でて記録する。 2 数字 "GYYMMDD" の形式で記録する。	
予備 3	数字	3	可変	記録を省略する。	
予備 4	英数	10	可変	記録を省略する。	

	項	[目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
医		都道府県	数字	2	可変	1 医療機関の所在する都道府県コード (別表 2) を <u>処方せんに基づいて</u> 記録する。 2 <u>処方せんの発行がない外来服薬支援料及び</u> <u>退院時共同指導料に係るレセプトの</u> 場合は、記 録を省略する。	
療機関名称・所在	コード	点数表	数字	1	可変	1 医療機関が使用する点数表コード (別表 2) を <u>処方せんに基づいて記録する。</u> 2 <u>処方せんの発行がない外来服薬支援料及び 退院時共同指導料に係るレセプトの</u> 場合は、記 録を省略する。	
地		医療機関	数字	7	可変	1 医療機関について定められた医療機関コードを処方せんに基づいて記録する。 2 <u>処方せんの発行がない外来服薬支援料及び退院時共同指導料に係るレセプトの</u> 場合は、記録を省略する。	健保の医療機関 コードを記載す る。
名称			漢字	40	可変	1 処方せんに記載されている医療機関の名称を処方せんに基づいて記録する。 2 処方せんの発行がない外来服薬支援料及び退院時共同指導料に係るレセプトの場合は、記録を省略する。 3 医療機関の名称が40バイトに満たない場合は、後続する"スペース"を省略しても差し支えない	
所在地			漢字	80	可変	1 処方せんに記載されている医療機関の所在地を処方せんに基づいて記録する。 2 処方せんの発行がない外来服薬支援料及び退院時共同指導料に係るレセプトの場合は、記録を省略する。 3 医療機関の所在地が80パイトに満たない場合は、後続する"スペース"を省略しても差し支えない。	
		①	英数 <u>又は</u> 漢字	40	可変	1 処方せんを発行した保険医である医師又は 歯科医師の姓名を <mark>順次</mark> 記録する。ただし、最大 20名までの記録 を限度 とする。 2 <u>処方せんの発行がない</u> 外来服薬支援料及び	
保険医師氏名	氏名	2∼ ®	英数 漢字	40	可変	退院時共同指導料に係るレセプトの場合は、記録を省略する。 3 姓と名の間に <u>1 文字分の</u> "スペース"を4 粹記録する。 4 姓名が 4 0 バイトに満たない場合は、後続する "スペース"を省略しても差し支えない。 モード毎の有効桁数は次のとおりとする。 英数: 4 0 文字 漢字: 2 0 文字	モード毎の有効桁 数は次のとおりと する。 する。 漢字: 4 0 桁 漢字: 2 0 桁
		20	英数 <u>又は</u> 漢字	40	可変	安子・20人子 5 英教モードと漢字モードの文字を混在して 記録しない。 6 保険医が20名に満たない場合は、必要な 人数分記録し、残りは省略する。	
麻薬免許	番号		漢字	40	可変	麻薬を調剤したレセプトについては、麻薬 小売業の免許番号を記録する。 辛薬会許番号が 40 バイトに満たない場合 は、疾薬弁当番号が 40 バイトに満たない場合 は、疾薬力を省略しても差し支 えない。	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
調剤録番号等	英数	20	可変	1 必要に応じて、保険薬局で使用されている 調剤録番号又は患者ID番号等を記録する。 2 調剤録番号等が20パイトに満たない場合 は、後続する"スペース"を省略しても差し支 えない。調剤録番号又は患者ID番号等の記録 は任意とする。	コンマと引用符は 内容を記録する文 字として使用でき ないため、記録し ない。
予備 5	数字	1	可変	記録を省略する。	
電算処理受付番号	英数	20	可変	1 電算処理受付番号を記録する。(20桁で構成する。) 2 一次請求の場合は、記録を省略する。 3.2 オンライン請求において、都道府県労働局からオンラインで返戻される返戻ファイルの請求データに記録する。なお、光ディスク等を用いた請求の場合は、記録を省略する。	一次請求の場合 は、記録を省略す る。
記録条件仕様年月情報	数字	5	可変	1 記録条件仕様公表年月を"GYYMM"の形式で記録する。 2 <u>一次講求の場合は、記録を省略する。</u> 3.2 オンライン請求において、都道府県労働 局からオンラインで返戻される返戻ファイルの 請求データに記録する。なお、光ディスク等を 用いた請求の場合は、記録を省略する。	一次請求の場合 は、記録を省略す <u>る。</u>
請求情報	英数 <u>又</u> 漢字	40	可変	1 労災保険指定薬局固有の情報を記録する。 2 有効桁数が40パイトに満たない場合は、 有効桁までの記録としても差し支えない。 3.2 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。 4.3 請求情報の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略とする。	
予備 6	<u>数字</u>	1	<u>可変</u>	記録を省略する。	

注1 $\operatorname{GYYMM}(\operatorname{DD})\operatorname{OG}$ は年号区分コード(別表3)、 YY は和暦年、 MM は月、 DD は日を示す。

^{2 「}返戻ファイル」については、

[「]労災レセプト電算処理システム オンラインによる返戻ファイル及び再請求ファイルに係る 記録条件仕様 (調剤用)」を参照。

ウ レセプト情報

労災レセプトレコード

項目	モード	最大バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	"RR"を記録する。	
回数 (同一傷病について)	数字	2	可変	1 同一傷病の回数を記録する。 2 有効桁数が2桁に満たない場合は、有効桁 までの記録としても差し支えない。 3.2 同一傷病の回数を記録できない場合は、 記録を省略する。	
初回・継続の区分	数字	1	固定	初回・継続コード(別表5)を記録する。	
業務災害・通勤災害の区分	数字	1	固定	業務災害・通勤災害コード(別表6)を記録する。	
帳票種別	数字	1	固定	帳票種別コード(別表7)を記録する。	
年金証書番号	数字	9	可変	1 傷病労働者の年金証書の番号を「療養の給付請水書」、「指定病院等(変更)届」等により確認の上、記録する。 2 年金証書番号が付与されていない傷病労働者の場合は、記録を省略する。	
労働保険番号	数字	14	可変	1 傷病労働者の所属する事業場の労働保険番号を「療養の給付請求書」、「指定病院等(変更)届」等により確認の上、記録する。 2 上記1の労働保険番号が不明の場合は、「9999999999999」を記録する。 3 年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合は、記録を省略する。	
傷病年月日	数字	7	可変	1 傷病年月日(傷病労働者の負傷又は発病年月日)を「療養の給付請求書」、「指定病院等(変更)届」等により確認の上、和暦で年号区分コード(別表 3)を含め た形で ご記録する。 2 数字 "GYMMD" の形式で記録する。 3 年金証書番号が付与されている傷病労働者の場合、記録を省略する。	
投薬期間一初日	数字	7	固定	1 当該薬剤費の計算の基礎となった投薬期間 の初日を和暦で年号区分コード(別表3)を含 め た形で て記録する。 2 数字 "GYYMMDD"の形式で記録する。	
投薬期間一末日	数字	7	固定	1 当該調剤費の計算の基礎となった投薬期間の末日を和暦で年号区分コード(別表3)を含め た邦で 工記録する。 2 数字 "GYYMMDD" の形式で記録する。	
労働者の氏名(カナ)	漢字 (全角カ ナ のみ)	40	可変	1 姓名を全角カナで記録する。 2 姓と名の間に <u>1 文字分の</u> "スペース"を 1 文 字記録する。 3 姓名が 4 0 バイトに満たない場合は、後続する"スペース"を省略しても差し支えない。 4 3 2 0 文字を超える部分については省略する。	
事業の名称	漢字	40	可変	→ 傷病労働者の所属する事業場の名称を「療養の給付請求書」、「指定病院等(変更)届」等により確認の上、記録する。 ② 傷病労働者の所属する事業場の名称が40 ベイトに満たない場合は、後続する"スペース"を省略しても差し支えない。	
事業場の所在地	漢字	80	可変	→ 傷病労働者の所属する事業場の所在地をを「療養の給付請求書」、「指定病院等(変更)届、等により確認の上、記録する。 ② 傷病労働者の所属する事業場の所在地が8 ○ 必不卜に満たない場合は、後続する"スペース"を省略しても差し支えない。	

労災レセプト電算処理システム オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(調剤用)平成26年4月版

項目	ギーチ	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
請求点数	数字	7	可変	→ 点数の合計を記録する。 2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁 までの記録としても差し支えない。	
合計額	数字	9	可変	→ 請求点数金額換算を記録する。 2 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁 までの記録としても差し支えない。	
<u>処方せん受付回数</u>	<u>数字</u>	<u>2</u>	<u>可変</u>	処方せんの受付回数を記録する。	

注 GYYMMDD のG は年号区分コード(別表3)、YY は和暦年、MM は月、DD は日を示す。

エ 処方情報 (ア) 処方基本レコード

	項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報		英数	2	固定	"SH"を記録する。	
N o		数字	2	固定	処方情報の処方基本レコード記録順に"01"から昇順に連続番号を記録する。	
剤形コー	k	数字	1	固定	剤形コード(別表8)を記録する。	
用法	用法コード	数字	3	可変	1 内服薬、浸煎薬及び湯薬の場合は、用法コード(別表9)を記録する。 2 上記以外(材料除く)で未コード化用法コードを使用しない場合は、コメントレコードを使用し財法を記録する。 3 材料の場合は、記録を省略しても差し支えない。	
	特別指示	漢字	80	可変	未コード化用法の場合は、用法の特別指示を記録する。 特別指示が80パイトに満たない場合は、後続する"スペース"を省略しても差し支えない。 上記以外の場合は記録を省略する。	
単位薬剤	科 合計	数字	7	可変	+ 単位薬剤料を記録する。 2 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁 までの記録としても差し支えない。	
予備 1		数字	7	可変	記録を省略する。	
予備 2		数字	7	可変	記録を省略する。	
予備 3		数字	7	可変	記録を省略する。	
予備 4		数字	7	可変	記録を省略する。	

(イ) 調剤情報レコード

, , , ,	剤情報レコード 項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード	識別情報	英数	2	固定	"CZ"を記録する。	
医師番号		数字	2	可変	当該処方せんを発行した医師又は歯科医師の「保険医氏名」欄の該当番号を記録する。 有効桁数が2桁に満たない場合は、有効桁 までの記録としても差し支えない。	
処方月日		数字	7	固定	1 処方月日を和暦で、 <u>"GYYAMDD"の形式で年</u> 号区分コード(別表3)を含めて記録する。 2 数字 "GYYAMDD"の形式で記録する。	
調剤月日		数字	7	固定	1 調剤月日を和暦で、 <u>"GYYMMDD"の形式で年</u> <u>号区分コード(別表3)を含めて</u> 記録する。 2 数字 "GYYMMDD"の形式で記録する。 2 3 特定器材の場合は、「支給月日」を記録 する。	
処方せん	受付回	数字	2	可変	+ 当該調剤の 回数処方せん受付回 を記録する。 2 有効桁数が2桁に満たない場合は、有効桁 までの記録としても差し支えない。	
調剤数量		数字	3	可変	1 調剤数量を記録する。 2 特定器材の場合は、「支給回数」を記録する。 3 内服薬及び湯薬以外の場合は、必ず"1"を記録する。 4 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。	
	予備 1	英数	1	可変	記録を省略する。	
	算定区分	数字	1	固定	当該調剤料の算定区分コード(別表10)を記録する。	
調剤料	算定先No	数字	2	固定	1 調剤料を算定する場合及び算定可能剤数を 超えるため、調剤料を算定しない量定区分に 「1: 算定する(調剤料を算定する場合)」又は 「2: 算定しない(調剤料度定可能剤数超過等の 場合)」を記録した場合は、当該調剤料の属す	
	⊐− k	数字	9	可変	1 当該調剤料について、定められた調剤料コードを記録する。 2 分割調剤、漸減療法を行った場合は、調剤料点数にかかわらず、その処方せん受付回の調剤数量に対応した調剤料コードを記録する。 3 特定器材の場合は、記録を省略する。	

	項	目		モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
調剤料	点数		数字	4	可変	1 調剤料の点数を記録する。 2 分割調剤を行った場合の第2回目以降の調剤料は、第1回目の調剤から通算した日数に対応する調剤料から前回までに請求した調剤料の点数を減じた点数を記録する。 3 有効桁数が4桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。		
	分割区分			数字	1 2	可変	1 分割調剤を行った場合、調剤毎に初回を "1"とし2回目以降連番を記録する。 2 分割調剤以外の場合は、記録を省略する。	
分割調剤	前回までの	の数量		数字	3	可変	1 分割調剤を行った場合、前回までの分割調剤を行った数量を記録する。ただし、初回の場合は、記録を省略する。 2 有効析数・3 析に満たない場合は、有効析までの記録としても達し支えない。 3 2 分割調剤以外の場合は、記録を省略する。	
薬剤料	点数			数字	7	可変	1 薬剤料の点数を記録する。 2 特定器材の場合は「材料料」を記録する。 3 有効桁数が7桁に満たない場合は、有効桁 までの記録としても差し支えない。	
	予備 2			数字	7	可変	記録を省略する。	
			予備 3	英数	1	可変		
		1	コード	数字	9	可変	4 焼ウェケー よ hn 焼火リティンマール 味 hn 焼火	
	ت ا		点数	数字	4	可変	1 算定を行った加算料について、当該加算料の加算料コード、及び点数を <mark>順次、</mark> 対で記録する。ただし、調剤基本料に対応する加算、夜	
加算料	ド ・ 点	2	~9				間・休日等加算及び在宅患者調剤加算については記録しない。 2 点数の有効桁数が4桁に満たない場合は、	
	数		予備 3	英数	1	可変	有効桁までの記録としても差し支えない。 3.2 加算料が10種類に満たない場合は、残りは省略する。	
		10	コード	数字	9	可変		
			点数	数字	4	可変		
一包化日	数			数字	3	可変	1 一包化加算の算定対象となる剤の場合、当該剤の調剤数量のうち一包化として投与した数量を記録する。 2 上記以外の場合は、記録を省略する。	
	分割調剤	種類		数字	1	可変	1 分割調剤を行った場合、分割調剤種類コード(別表11)を記録する。 2 分割調剤以外の場合は、記録を省略する。	
分割調剤	前回までの	の一包化F	1数	数字	3	可変	1 一包化の分割調剤を行った場合、前回までの一包化を行った数量を記録する。ただし、初回の場合は、記録を省略する。 2 有効析数が3析に満たない場合は、有効析 までの記録としても差し支えない。 3 2 分割調剤以外の場合は、記録を省略する。	
SH CVVVI	MDD OC	け年旦区	ムコード	(別主の)	VV 1+1	n麻年 M	 は月、DD は日を示す。	

注 GYYMMDD のG は年号区分コード (別表3)、YY は和暦年、MM は月、DD は日を示す。

(ウ)医薬品レコード

項目		モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報		英数	2	固定	"IY"を記録する。	
予備		英数	1	可変	記録を省略する。	
医薬品コ	- F	数字	9	固定	別に定める医薬品コードを記録する。	
使用量		英数 数字	11	可変	1 医薬品の使用量は、整数部 5 桁、小数部 5 桁として、整数部と小数部は、小数点で区切りを記録する。 2 有効桁数が 1 1 桁に溝たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。整数部 5 桁、小数部 5 桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 3 保険外併用療養費支給対象医薬品の場合は、記録を省略しても差し支えない。	
予備 1		数字	7	可変	記録を省略する。	
予備 2		数字	1	可変	記録を省略する。	
混	コード	数字	1	可変	計量混合等を行った場合、混合区分コード (別表12) を、該当するすべての医薬品に記録する。	
合区分	枝	数字	1	可変	1 処方内において計量混合等同一の混合を2回以上行った場合、該当するすべての医薬品に "1"からの連番を記録する。	
配合不適	区分	数字	1	可変	1 「剤形」が「内服」で、1調剤行為に当たって、調剤技術上から配合不適と見なした医薬品がある場合、配合不適となることがわかるように区分する"1"からの連番を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
1回用量		英数 数字	11	可変	1 医薬品の1回用量は、整数部5桁、小数部5桁として、整数部と小数部は小数点で区切りを記録する。 2 有効桁数が11桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。整数部5桁、小数部5桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 3 1回用量の記録は任意とであり、記録をしない場合は、記録を省略する。	

(エ) 特定器材レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	"TO"を記録する。	
予備 1	英数	1	可変	記録を省略する。	
特定器材コード	数字	9	固定	1 別に定める特定器材コードを記録する。 2 未コード化特定器材については、 "777770000"を記録する。	
使用量	英数 <u>数字</u>	9	可変	1 特定器材の使用量は、整数部6桁、小数部 3桁として、整数部と小数部は小数点で区切り を記録する。 2 有効桁数が9桁に満たない場合は、有効桁 までの記録としても差し支えない。整数部5 桁、小数部3桁として、整数部と小数部は小数 点で区切り記録する。 3 酸素の補正率等使用量がない場合は、記録 を省略する。	
単位コード	数字	3	可変	1 特定器材単位コード (別表13) を記録する。 2 単位が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。 3 酸素の補正率等使用量がない場合は、記録を省略する。	
単価	英数 数字	11	可変	1 材料価格は、整数部8桁、小数部2桁として、整数部と小数部は小数点で区切り特定器材の単価を記録する。 2 有効桁数が11桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。整数部8桁、小数部2桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 3 単価が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。	
特定器材名称	漢字	40	可変	未コード化特定器材の場合は、 <u>当該名称告示名</u> を記録する。 <u>2 特定器材を格が40パイトに満たない場合は、後続する"スペース"を省略しても差し支えない。</u> よない。 よの他の場合は、記録を省略する。	

(オ) コメントレコード

項目	中 二 十	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	"CO"を記録する。	
コメントコード	数字	9	固定	別に定めるコメントコードを記録する。	
文字データ	漢字	76	可変	1 各コメントコードに対応して、応じた文字情報又は数字情報を記録する。 2 文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、記録を省略する。 3 記録する文字データが76パイトに満たない場合は、後続する"スペース"を省略しても差し支えない。	

才 摘要欄情報

摘要欄レコード

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	"TK"を記録する。	
コメントコード	数字	9	固定	別に定めるコメントコードを記録する。	
文字データ	漢字	76	可変	1 各コメントコードに対応してコメントコードに応じた、文字情報又は数字情報を記録する。 2 文字データの記録を要しないコメントコードの場合は、記録を省略する。 3 記録する文字データが76パイトに満たない場合は、後続する"スペース"を省略しても差し支えない。	

カ 基本料・薬学管理料情報 基本料・薬学管理料レコード

	項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
レコード	識別情報	英数	2	固定	"KI"を記録する。	
予備 1		数字	7	可変	記録を省略する。	
処方せん	受付回	数字	2	可変	1 算定を行った調剤基本料、薬学管理料の処 方せん受付回を記録する。 2 調剤を行っていない日に薬学管理料を算定 した場合は、"0"又は"00"を記録する。	
	予備 2	英数	1	可変	記録を省略する。	
調刻	コード	数字	9	可変	1 調剤基本料について、定められたコードを 記録する。 2 調剤基本料の算定がない場合は、記録を省 略する。	
剤基本料	点数	数字	4	可変	1 調剤基本料の点数を記録する。 2 有効桁数が4桁に満たない場合は、有効桁 までの記録としても差し支えない。 3 2 調剤基本料の算定がない場合は、記録を 省略する。	
	予備 3	数字	4	可変	記録を省略する。	

	項	iΒ		モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考	
			予備 4	英数	1	可変			
			コード	数字	9	可変			
		1	回数	数字	3	可変	1 算定を行った薬学管理料について、当該薬学管理料の薬学管理料コード、回数、 <u>及び</u> 点数を <mark>順次</mark> 、対で記録する。		
薬	コード		点数	数字	4	可変	2 調剤を行っていない月 のに算定した 服薬情報等提供料又は在宅患者訪問薬剤管理指導 の算		
学管理	回数	2	~(i)				定の場合料については、本欄には記録せず、摘要薬学管理料欄に記録することとし、記録を省略する。		
料	・点数		予備 4	英数	1	可変	3 回数の有効桁数が3桁に満たない場合は、 有効桁までの記録としても差し支えない。 4 点数の有効桁数が4桁に満たない場合は、		
	奴	12)	コード	数字	9	可変	有効桁までの記録としても差し支えない。 53 薬学管理料コードが12種類に満たない場合は、残りは省略する。		
		(4)	回数	数字	3	可変			
			点数	数字	4	可変			
			予備 5	英数	1	可変			
			コード	数字	9	可変			
	1	回数	数字	3	可変				
			点数	数字	4	可変	たした場合、 果子官理科コート、四数、点数を 大棚に必要車項を記録する		
摘	コード・回数・点数		予備 5	英数	1	可変		調剤を行っていな い月に服薬情報提	
要薬学管		・回数・点	ド ・ 回 ② 数	コード	数字	9	可変	2 算定を行った薬学管理料について、当該薬 学管理料の薬学管理料コード、回数、 <u>及び</u> 点数 事定を行った	供又は在宅患者訪 間薬剤管理指導の 算定を行った場合
理				回数	数字	3	可変	を順次、対で記録する。 3 回数の有効桁数が3桁に満たない場合は、 有効桁までの記録としても差し支えない。	は、摘要薬学管理料の欄に必要事項を記録する。
料				点数	数字	4	可変	4 点数の有効桁数が4桁に満たない場合は、 有効桁までの記録としても差し支えない。 53 薬学管理料ユードが3種類に満たない場	その他の場合は記 録を省略する。
			予備 5	英数	1	可変	5.3 薬学管理料コードが3種類に満たない場合は、残りは省略する。		
		3	コード	数字	9	可変			
		٥	回数	数字	3	可変			
			点数	数字	4	可変			
前回調剤	年月日			数字	7	可変	1 算定した薬学管理料の対象となる調剤日を 和暦で <u>"GYYMMDD"の形式で年号区分コード(別表3)を含めて</u> 記録する。 2 "GYYMDD"の形式で記録する。		
前回調剤	数量			数字	3	可変	算定した薬学管理料の対象となる調剤数量 (投薬日数)を記録する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁 までの記録としても差し支えない。		

	項	目		モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
	予備 6	予備 6	英数	1	可変			
		(I)	コード	数字	9	可変		
		•	回数	数字	3	可変		
			点数	数字	4	可変		
			予備 6	英数	1	可変		
		2	コード	数字	9	可変	1 調剤基本料加算に対応する加算、夜間・休	
調	⊐]	回数 点数 予備 6 コード	回数	数字	3	可変	日等加算及び在宅患者調剤加算を算定する場合 は、当該調剤基本料加算の調剤基本料加算コー	
剤基本	ド • 回		点数	数字	4	可変	ド、回数、 <u>及び</u> 点数を <u>順次</u> 、対で記録する。 2 回数の有効桁数が3桁に満たない場合は、 有効桁までの記録としても差し支えない。	
料加	料数		予備 6	英数	1	可変	3 <u> </u>	
算			コード	数字	9	可変	い場合は、残りは省略する。 5 調剤基本料加算の算定がない場合は、記録 全省略する。	
		3	回数	数字	3	可変	佐日昭 9 つ。	
			点数	数字	4	可変		
		予備 6 コード	予備 6	英数	1	可変		
			コード	数字	9	可変		
		4)	回数	数字	3	可変		
			点数	数字	4	可変		

注 GYYMMDD のG は年号区分コード (別表3)、YY は和暦年、MM は月、DD は日を示す。

キ 労災薬剤費請求書情報 労災薬剤費請求書レコード

労災薬剤費請求書レコード 項目	モード	最大	項目	記錄内容	備考
		バイト	形式		/m ⁷ 5
レコード識別情報	英数	2	固定	"RS"を記録する。	
請求書提出年月日	英数	7	固定	1 請求書提出年月日を和暦で年号区分コード (別表3)を含め <mark>た形でて</mark> 記録する。 2 数字 "GYYMMDD" の形式で記録する。	
都道府県労働局コード	数字	2	可変	1 初回分の請求については、「療養の給付請求書」、「指定病院等(変更)届」等により確認の上、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局コード(別表14)を記録する。 2 傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局が来明である場合は、記録を省略しても差し支えない。 3 継続分の請求については、記録を省略する。	
労働基準監督署コード	数字	2	可変	1 初回分の請求については、「療養の給付請求書」、「指定病院等(変更)届」等により確認の上、傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署コード(別表15)を記録する。 2 傷病労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署が不明である場合は、記録を省略しても差し支えない。 3 継続分の請求については、記録を省略する。	
指定薬局の番号	数字	8	固定	労災保険指定薬局番号8桁(薬局に所在地を管轄する都道府県労働局が薬局ごとに振り出した番号)を記録する。	
郵便番号	英数	7	可変	1 労災保険指定薬局の郵便番号を記録する。 2 郵便番号の記録は任 意であり、記録しない 場合は記録を省略する。とする。	
指定薬局所在地	漢字	80	可変		
指定薬局開設者氏名	漢字	40	可変	1 労災保険指定薬局の開設者の姓名を記録する。 2 姓と名の間に <u>1 文字分の</u> "スペース"を4	

項目	モード	最大 バイト	項目 形式	記録内容	備考
請求金額	数字	9	可変	1 労災薬剤費請求書単位の各レセプトの合計 額を合算して記録する。 2 有効析数が9 解に溝たない場合は、有効桁 までの記録としても差し支えない。 3 複数ボリュームに分削して記録した場合、 労災薬剤費請求書単位の最終ボリューム以外 は、記録を省略する。 労災薬剤費請求書単位に各レセプトの総合計 額と記録した場合は、労災薬剤費請求書単位の 最終ボリュームにレセプトの合計額を記録する。ただし、複数ボリュームに分割 して記録した場合は、労災薬剤費請求書単位の 最終ボリュームにレセプトの合計額を記録す る。この場合において、最終ボリューム以外 は、記録を省略する。	
内訳書添付枚数	数字	3	可変	1 労災薬剤費請求書単位のレセプト件数を合 計して記録する。 2 有効析数が3桁に満たない場合は、有効桁 までの記録としても差し支えない。 3 複数ボリュームに分割して記録した場合、 労災薬剤費請求書単位の最終ボリューム以外 は、記録を省略する。 労災薬剤費請求書単位のレセプトの総件数を 記録した場合は、労災薬剤費請求書単位の最終 ボリュームにレセプトの総件数を記録する。こ の場合において、最終ボリューム以外は、記録 を省略する。	1ファイルに添付できる内訳書添付 枚数は、最大で997 枚とする。
マルチボリューム識別情報	数字	2	固定	労災薬剤費請求書単位に、最終ポリューム以外の場合は、"01"から昇順に2桁の連続番号を記録し、最終ポリュームの場合は"99"を記録する。 ***・ ***・ ***・ ***・ ***・ ***・ ***・ **	

注 GYYMMDD のG は年号区分コード(別表3)、YY は和暦年、MM は月、DD は日を示す。

各種コードに関する事項

別表1 都道府県コード

別表 1 都追肘県コート コード名	コード	内容
	0 1	北海道
	0 2	青森
	0.3	岩手
	0 4	宮城
	0 5	秋田
	0 6	山形
	0.7	福島
	0.8	茨城
	0 9	栃木
	1 0	群馬
	1 1	埼玉
	1 2	千葉
	1 3	東京
	1 4	神奈川
	1 5	新潟
	1 6	富山
	1 7	石川
	1 8	福井
	1 9	山梨
	2 0	長野
	2 1	岐阜
	2 2	静岡
	2 3	愛知
都道府県コード	2 4	三重
	2 5	滋賀
	2 6	京都
	2 7	大阪
	2 8	兵庫
	2 9	奈良
	3 0	和歌山
	3 1	鳥取
	3 2	島根
	3 3	岡山
	3 4	広島
	3 5	山口
	3 6	徳島
	3 7	香川
	3 8	愛媛
	3 9	高知
	4 0	福岡
	4 1	佐賀
	4 2	長崎
	4 3	熊本 大分
	4 4	
	4 5	宮崎 鹿児島
	4 7	沖縄
	4 (1丁/吨

別表2 点数表コード

コード名	コード	内容
	1	医科
点数表コード	3	歯科
	4	調剤

別表3 年号区分コード

コード名	コード	内容
	1	明治
年号区分コード	2	大正
	3	昭和
	4	平成

別表4 男女区分コード

コード名	コード	内容
男女区分コード	1	男
カダ区ガュート	2	女

別表5 初回・継続コード

コード名	コード	内容
初回・継続コード	1	初回
初回・継続コード	2	継続

別表6 業務災害・通勤災害コード

コード名	コード	内容
業務災害・通勤災害コード	1	業務災害
未防火古・囲動火古ュート	3	通勤災害

別表7 帳票種別コード

コード名	コード	内容
帳票種別コード	0	34710 薬剤費請求内訳書
	1	34711 薬剤費請求内訳書(傷)

別表8 剤形コード

コード名	コード	内 容		
	1	内服		
	2	内滴		
	3	頓服		
剤形コード	4	注射		
AINO A P	5	外用		
	6	浸煎		
	7	湯		
	9	材料		

別表9 用法コード

<u>別表 9 用法コード コード名</u>	コード	内容
	0 0 1	1日3回食前服用
	0 0 2	1日3回食間服用
	0 0 3	1日3回食後服用
	0 0 4	1日1回朝服用
	0 0 5	1日1回朝食前服用
	0 0 6	1日1回朝食後服用
	0 0 7	1日1回昼服用
	0 0 8	1日1回昼食前服用
	0 0 9	1日1回昼食後服用
	0 1 0	1日1回夕服用
	0 1 1	1日1回夕食前服用
	0 1 2	1日1回夕食後服用
	0 1 3	1日1回就寝前服用
	0 1 4	授乳時服用
	0 1 5	1日2回朝昼食前服用
	0 1 6	1日2回朝昼食後服用
	0 1 7	1日2回朝夕食前服用
	0 1 8	1日2回朝夕食後服用
	0 1 9	1日2回昼夕食前服用
	0 2 0	1日2回昼夕食後服用
	0 2 1	1日4回食後寝前服用
	0 2 2	毎1時間
	0 2 3	毎2時間
	0 2 4	毎3時間
用法コード※	0 2 5	毎4時間
	0 2 6	毎5時間
	0 2 7	毎6時間
	0 2 8	毎7時間
	0 2 9	毎8時間
	0 3 0	毎9時間
	0 3 1	毎10時間
	0 3 2	毎11時間
	0 3 3	毎12時間
	0 3 4	毎24時間
	0 3 5	1日2回朝食前寝前服用
	0 3 6	1日2回朝食後寝前服用
	0 3 7	1日2回昼食前寝前服用
	0 3 8	1日2回昼食後寝前服用
	0 3 9	1日2回夕食前寝前服用
	0 4 0	1日2回夕食後寝前服用
	0 4 1	1日3回朝食前寝前服用
	0 4 2	1日3回朝食後寝前服用
	0 4 3	1 日 3 回朝夕前寝前服用 1 日 3 回朝夕後寝前服用
	0 4 4	1日3回慰夕佞長削版用
	0 4 5	1日3回昼夕削長削版用
	0 4 6	1日4回食が寝前服用
	0 4 7	起床時服用
	900	(未コード化用法)
注		(木ュードに用伝)

注 類似する用法がある場合は、必ず $001\sim048$ のコードを使用し、900は使用しないこと 例) 「分3食後」は「003」を使用する。

[※]用法コードの説明を本別表末尾に添付する。

別表10 算定区分コード

コード名	コード	内容
	1	算定する (調剤料を算定する場合。)
質字反ハュード	2	算定しない (調剤料算定可能剤数以上の場合。)
算定区分コード	3	算定しない (漸減療法等で、調剤数量を合算する場合。)
	4	算定しない (服用時点が同一の場合。)

注 () 内の文字は表示されない。

別表11 分割調剤種類コード

コード名	コード	内容
分割調剤種類コード	1	長期投薬に係る分割調剤
	2	後発医薬品に係る分割調剤

別表12 混合区分コード

コード名	コード	内容				
	1	計量混合				
混合区分コード	2	自家製剤				
	3	無菌製剤				

別表13 特定器材単位コード

コード名	コード	内容
	0 0 1	分
	0 0 2	日
	0 0 3	種
	0 0 4	箱
	0 0 5	巻
	0 0 6	枚
	007	本
	0 0 8	組
	0 0 9	セット
	0 1 0	個
	0 1 1	裂
	0 1 2	方向
	0 1 3	トローチ
	0 1 4	アンプル
	0 1 5	カプセル
	0 1 6	錠
	0 1 7	丸
	0 1 8	包
	0 1 9	瓶
	0 2 0	袋
	0 2 1	瓶(袋)
	0 2 2	管
特定器材単位コード	0 2 3	シリンジ
	0 2 4	回分
	0 2 5	テスト分
	0 2 6	ガラス筒
	0 2 7	桿錠
	0 2 8	単位
	0 2 9	万単位
	0 3 0	フィート
	0 3 1	滴
	0 3 2	m g
	0 3 3	g
	0 3 4	k g
	0 3 5	сс
	0 3 6	m L
	0 3 7	L
	0 3 8	m L V
	0 3 9	バイアル
	0 4 0	c m
	0 4 1	c m 2
	0 4 2	m
	0 4 3	μСі
	0 4 4	mC i
	0 4 5	μ g

コード名	コード	内容
	0 4 6	管(瓶)
	0 4 7	筒
	0 4 8	GВq
	0 4 9	МВ q
	0 5 0	КВ q
	0 5 1	キット
	0 5 2	国際単位
特定器材単位コード	0 5 3	患者当り
	0 5 4	気圧
	0 5 5	缶
	0 5 6	手術当り
	0 5 7	容器
	0 5 8	mL (g)
	0 5 9	ブリスター
	0 6 0	シート

別表14 都道府県労働局コード

別衣 I 4 都坦府県カ側局 コード名	コード	内容
	0 1	北海道労働局
	0 2	青森労働局
	0 3	岩手労働局
	0 4	宮城労働局
	0 5	秋田労働局
	0 6	山形労働局
	0.7	福島労働局
	0.8	茨城労働局
	0 9	栃木労働局
	1 0	群馬労働局
	1 1	埼玉労働局
	1 2	千葉労働局
	1 3	東京労働局
	1 4	神奈川労働局
	1 5	新潟労働局
	1 6	富山労働局
	1 7	石川労働局
	1 8	福井労働局
	1 9	山梨労働局
	2 0	長野労働局
	2 1	岐阜労働局
	2 2	静岡労働局
	2 3	愛知労働局
都道府県労働局コード	2 4	三重労働局
	2 5	滋賀労働局
	2 6	京都労働局
	2 7	大阪労働局
	2 8	兵庫労働局
	2 9	奈良労働局
	3 0	和歌山労働局
	3 1	鳥取労働局
	3 2	島根労働局
	3 3	岡山労働局
	3 4	広島労働局
	3 5	山口労働局
	3 6	徳島労働局
	3 7	香川労働局
	3 8	愛媛労働局
	3 9	高知労働局
	4 0	福岡労働局
	4 1	佐賀労働局
	4 2	長崎労働局
	4 3	熊本労働局
	4 4	大分労働局
	4 5	宮崎労働局
	4 6	鹿児島労働局

別表15 労働基準監督署コード

コード名	局名	コード	内容
	- , ,	0 1	札幌中央労働基準監督署
		0 2	函館労働基準監督署
		0 3	小樽労働基準監督署
		0 4	岩見沢労働基準監督署
	北海	0 5	旭川労働基準監督署
		0 6	帯広労働基準監督署
		0 7	滝川労働基準監督署
		0 8	北見労働基準監督署
	道労	0 9	室蘭労働基準監督署
	働	1 0	釧路労働基準監督署
	局	1 1	名寄労働基準監督署
		1 2	小樽労働基準監督署倶知安支署
		1 3	留萌労働基準監督署
		1 4	稚内労働基準監督署
		1 5	浦河労働基準監督署
		1 7	苫小牧労働基準監督署
		1 8	札幌東労働基準監督署
		0 1	青森労働基準監督署
	青	0 2	弘前労働基準監督署
	森労	0.3	八戸労働基準監督署
労働基準監督署コード	動	0 4	五所川原労働基準監督署
	局	0 5	十和田労働基準監督署
		0 6	むつ労働基準監督署
	岩手労働局	0 1	盛岡労働基準監督署
		0 2	宮古労働基準監督署
		0 3	花巻労働基準監督署
		0 4	釜石労働基準監督署
		0 5	一関労働基準監督署
		0 6	二戸労働基準監督署
		0 7	大船渡労働基準監督署
	宮	0 1	仙台労働基準監督署
	城	0 2	石巻労働基準監督署
	労	0 3	古川労働基準監督署
	働局	0 4	大河原労働基準監督署
	717	0 6	瀬峰労働基準監督署
		0 1	秋田労働基準監督署
	秋田労働局	0 2	能代労働基準監督署
		0 3	大館労働基準監督署
		0 4	横手労働基準監督署
		0 5	大曲労働基準監督署
		0 6	本荘労働基準監督署

コード名	局名	コード	内容
	山形労働局	0 1	山形労働基準監督署
		0 2	米沢労働基準監督署
		0.3	庄内労働基準監督署
		0 5	新庄労働基準監督署
		0 6	村山労働基準監督署
		0 1	福島労働基準監督署
		0 2	郡山労働基準監督署
	福	0 3	いわき労働基準監督署
	島	0 4	会津労働基準監督署
	労	0 5	須賀川労働基準監督署
	働局	0 6	白河労働基準監督署
	/11)	0 7	喜多方労働基準監督署
		0 8	相馬労働基準監督署
		0 9	富岡労働基準監督署
		0 1	水戸労働基準監督署
		0 2	日立労働基準監督署
	茨城労	0.3	土浦労働基準監督署
労働基準監督署コード		0 4	筑西労働基準監督署
刀 例 丛 中 皿 目 有 一 一 一	働	0 5	古河労働基準監督署
	局	0 7	常総労働基準監督署
		0 8	龍ヶ崎労働基準監督署
		0 9	鹿嶋労働基準監督署
	栃	0 1	宇都宮労働基準監督署
		0 2	足利労働基準監督署
	木	0.3	栃木労働基準監督署
	労	0 5	鹿沼労働基準監督署
	働局	0 6	大田原労働基準監督署
	/11)	0 7	日光労働基準監督署
		0 8	真岡労働基準監督署
		0 1	高崎労働基準監督署
	群馬労働局	0 2	前橋労働基準監督署
		0 4	桐生労働基準監督署
		0 5	太田労働基準監督署
		0 6	沼田労働基準監督署
	/PJ	0 7	藤岡労働基準監督署
		0 8	中之条労働基準監督署

コード名	局名	コード	内容
		0 1	さいたま労働基準監督署
		0 2	川口労働基準監督署
	埼	0 4	熊谷労働基準監督署
	玉	0 5	川越労働基準監督署
	労働	0 6	春日部労働基準監督署
	局	0 7	所沢労働基準監督署
		0 8	行田労働基準監督署
		0 9	秩父労働基準監督署
		0 1	千葉労働基準監督署
		0 2	船橋労働基準監督署
	千	0.3	柏労働基準監督署
	葉	0 4	銚子労働基準監督署
	労働	0 6	木更津労働基準監督署
	局	0 7	茂原労働基準監督署
	•	0 8	成田労働基準監督署
		0 9	東金労働基準監督署
		0 1	中央労働基準監督署
		0.3	上野労働基準監督署
		0 4	三田労働基準監督署
		0 5	品川労働基準監督署
		0 6	大田労働基準監督署
		0.7	渋谷労働基準監督署
	•	0 8	新宿労働基準監督署
労働基準監督署コード	由	0 9	池袋労働基準監督署
	東京	1 0	王子労働基準監督署
	京労働局	1 1	足立労働基準監督署
		1 2	向島労働基準監督署
		1 3	亀戸労働基準監督署
		1 4	江戸川労働基準監督署
		1 5	八王子労働基準監督署
		1 6	立川労働基準監督署
		1 7	青梅労働基準監督署
		1 8	三鷹労働基準監督署
		1 9	八王子労働基準監督署町田支署
		2 0	小笠原総合事務所
		0 1	横浜南労働基準監督署
		0 2	鶴見労働基準監督署
		0 3	川崎南労働基準監督署
	神	0 4	川崎北労働基準監督署
	奈	0 5	横須賀労働基準監督署
	Щ	0 6	横浜北労働基準監督署
	労働	0 7	平塚労働基準監督署
	周	0 8	藤沢労働基準監督署
		0 9	小田原労働基準監督署
		1 0	厚木労働基準監督署
		1 1	相模原労働基準監督署
		1 2	横浜西労働基準監督署

コード名	局名	コード	内容
	新潟	0 1	新潟労働基準監督署
		0 2	長岡労働基準監督署
		0.3	上越労働基準監督署
		0 4	三条労働基準監督署
	労	0 6	新発田労働基準監督署
	働局	0 7	新津労働基準監督署
	问	0 8	小出労働基準監督署
		0 9	十日町労働基準監督署
		1 1	佐渡労働基準監督署
	富	0 1	富山労働基準監督署
	山労	0 2	高岡労働基準監督署
	働	0 3	魚津労働基準監督署
	局	0 4	砺波労働基準監督署
	石	0 1	金沢労働基準監督署
	川労	0 2	小松労働基準監督署
	働局	0 3	七尾労働基準監督署
労働基準監督署コード		0 5	穴水労働基準監督署
	福井労働	0 1	福井労働基準監督署
		0 2	敦賀労働基準監督署
		0 3	武生労働基準監督署
	局	0 4	大野労働基準監督署
	山梨労働局	0 1	甲府労働基準監督署
		0 2	都留労働基準監督署
		0 3	鰍沢労働基準監督署
		0 1	松本労働基準監督署
		0 2	長野労働基準監督署
	長野労働局	0 3	岡谷労働基準監督署
		0 4	上田労働基準監督署
		0 5	飯田労働基準監督署
		0 6	中野労働基準監督署
		0 7	小諸労働基準監督署
		0 8	伊那労働基準監督署
		1 0	大町労働基準監督署

コード名	局名	コード	内容
	岐阜労働局	0 1	岐阜労働基準監督署
		0 2	大垣労働基準監督署
		0.3	高山労働基準監督署
		0 4	多治見労働基準監督署
		0 5	関労働基準監督署
		0 6	恵那労働基準監督署
		0.7	岐阜八幡労働基準監督署
		0 1	浜松労働基準監督署
	静岡労働局	0 2	静岡労働基準監督署
		0 3	沼津労働基準監督署
		0 5	三島労働基準監督署
		0 6	富士労働基準監督署
		0.7	磐田労働基準監督署
		0 8	島田労働基準監督署
	愛知労	0 1	名古屋北労働基準監督署
		0 2	名古屋南労働基準監督署
労働基準監督署コード		0 3	名古屋東労働基準監督署
刀 例 坐 中 皿 目 右 一 一 一		0 4	豊橋労働基準監督署
		0 6	岡崎労働基準監督署
		0.7	一宮労働基準監督署
		0 8	半田労働基準監督署
	働	0 9	津島労働基準監督署
	局	1 0	瀬戸労働基準監督署
		1 1	刈谷労働基準監督署
		1 2	岡崎労働基準監督署西尾支署
		1 3	江南労働基準監督署
		1 4	名古屋西労働基準監督署
		1 5	豊田労働基準監督署
	三重	0 1	四日市労働基準監督署
		0 2	松阪労働基準監督署
		0 3	津労働基準監督署
	働	0 4	伊勢労働基準監督署
	局	0 6	伊賀労働基準監督署
		0 7	熊野労働基準監督署

コード名	局名	コード	内容
	滋賀	0 1	大津労働基準監督署
		0 2	彦根労働基準監督署
	働局	0 4	東近江労働基準監督署
	/HJ	0 1	京都上労働基準監督署
		0 2	京都下労働基準監督署
	京都労働局	0.3	京都南労働基準監督署
		0 4	福知山労働基準監督署
		0.5	舞鶴労働基準監督署
		0 6	丹後労働基準監督署
		0 7	園部労働基準監督署
	-	0 1	大阪中央労働基準監督署
		0 2	大阪南労働基準監督署
		0 4	天満労働基準監督署
		0.5	大阪西労働基準監督署
	1.	0 6	西野田労働基準監督署
	大阪	0 7	淀川労働基準監督署
	労	0 8	東大阪労働基準監督署
	働	0 9	岸和田労働基準監督署
	局 .	1 0	堺労働基準監督署
		1 1	羽曳野労働基準監督署
		1 2	北大阪労働基準監督署
労働基準監督署コード		1 3	泉大津労働基準監督署
		1 4	茨木労働基準監督署
		0 1	神戸東労働基準監督署
		0 2	神戸西労働基準監督署
		0 3	尼崎労働基準監督署
	E	0 4	姫路労働基準監督署
	兵庫	0 5	伊丹労働基準監督署
	労	0 6	西宮労働基準監督署
	働局	0 7	加古川労働基準監督署
	/PJ	0 8	西脇労働基準監督署
		0 9	但馬労働基準監督署
		1 0	相生労働基準監督署
		1 1	淡路労働基準監督署
	奈良労働局	0 1	奈良労働基準監督署
		0 2	葛城労働基準監督署
		0.3	桜井労働基準監督署
		0 4	大淀労働基準監督署
	和歌山労働局	0 1	和歌山労働基準監督署
		0 2	御坊労働基準監督署
		0.3	橋本労働基準監督署
		0 4	田辺労働基準監督署
		0 5	新宮労働基準監督署

コード名	局名	コード	内容
	鳥取労働局	0 1	鳥取労働基準監督署
		0 2	米子労働基準監督署
		0 3	倉吉労働基準監督署
	島	0 1	松江労働基準監督署
	根労	0 2	出雲労働基準監督署
	働	0 3	浜田労働基準監督署
	局	0 4	益田労働基準監督署
	岡山労働局	0 1	岡山労働基準監督署
		0 2	倉敷労働基準監督署
		0 4	津山労働基準監督署
		0 5	笠岡労働基準監督署
		0 6	和気労働基準監督署
		0 7	新見労働基準監督署
		0 1	広島中央労働基準監督署
		0 2	具労働基準監督署 短1.2000年12世界12世界12世界12世界12世界12世界12世界12世界12世界12世界
	広島	0 3	福山労働基準監督署
	労	0 4	三原労働基準監督署 尾道労働基準監督署
	働局	0.6	三次労働基準監督署
	/ല)	0.7	一次カ関密中監督名広島北労働基準監督署
		0.9	世日市労働基準監督署 1
		0 1	下関労働基準監督署
		0 2	宇部労働基準監督署
労働基準監督署コード	山口	0.3	徳山労働基準監督署
	日労	0 4	下松労働基準監督署
	働	0 5	岩国労働基準監督署
	局	0.8	山口労働基準監督署
		0 9	萩労働基準監督署
	徳島労働	0 1	徳島労働基準監督署
		0 2	鳴門労働基準監督署
		0 3	三好労働基準監督署
	局	0 4	阿南労働基準監督署
	香	0 1	高松労働基準監督署
	Щ	0 2	丸亀労働基準監督署
	労	0.3	坂出労働基準監督署
	働局	0 4	観音寺労働基準監督署
	, 7	0 5	東かがわ労働基準監督署
	愛	0 1	松山労働基準監督署
	媛労働局	0 2	新居浜労働基準監督署
		0 3	今治労働基準監督署
		0 4	八幡浜労働基準監督署
		0 5	宇和島労働基準監督署
	高知	0 1	高知労働基準監督署
	発 働 局	0 2	須崎労働基準監督署
		0 3	四万十労働基準監督署
		0 4	安芸労働基準監督署

コード名	局名	コード	内容
· H	/HJ/[]	0 1	福岡中央労働基準監督署
		0.2	大牟田労働基準監督署
		0 3	久留米労働基準監督署
	福岡労働局	0 4	飯塚労働基準監督署
		0 6	北九州西労働基準監督署
		0 7	北九州東労働基準監督署
		0 8	北九州東労働基準監督署門司支署
		0 9	田川労働基準監督署
		1 0	直方労働基準監督署
		1 1	行橋労働基準監督署
		1 2	八女労働基準監督署
		1 3	福岡東労働基準監督署
	佐	0 1	佐賀労働基準監督署
	賀労	0 2	唐津労働基準監督署
	動	0 3	武雄労働基準監督署
	局	0 4	伊万里労働基準監督署
		0 1	長崎労働基準監督署
	長	0 2	佐世保労働基準監督署
	崎労	0 3	江迎労働基準監督署
	働	0 4	島原労働基準監督署
	局	0 5	諫早労働基準監督署
		0 6	対馬労働基準監督署
		0 1	熊本労働基準監督署
労働基準監督署コード	熊本労	0 2	八代労働基準監督署
		0.3	玉名労働基準監督署
	働	0 4	人吉労働基準監督署
	局	0 5	天草労働基準監督署
		0 6	菊池労働基準監督署
	大	0 1	大分労働基準監督署
	分分	0 2	中津労働基準監督署
	分労	0 3	佐伯労働基準監督署
	働局	0 4	日田労働基準監督署
	711)	0 5	豊後大野労働基準監督署
	宮は	0 1	宮崎労働基準監督署
	崎労働局	0 2	延岡労働基準監督署
		0 3	都城労働基準監督署
		0 4	日南労働基準監督署
	鹿児島労働局	0 1	鹿児島労働基準監督署
		0 2	川内労働基準監督署
		0 3	鹿屋労働基準監督署
		0 4	加治木労働基準監督署
		0 7	名瀬労働基準監督署
	沖縄労働局	0 1	那覇労働基準監督署
		0 2	沖縄労働基準監督署
		0 3	名護労働基準監督署
		0 4	宮古労働基準監督署
		0 5	八重山労働基準監督署

労災レセプト電算処理システム オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様(調剤用)平成26年4月版

※用法コードの説明

※用法コードの説明		内容									
テーブル名		ード	朝食		本 田田	昼食		△ ₽₽	夕食		№ 88
			前	後	食間	前	後	食間	前	後	食間
	0 0 1	食前	0			0			\circ		
(002	食間			\circ			0			0
	0 0 3	食後		\circ			0			0	
	0 0 4	朝)							
	0 0 5	朝食前	\circ								
	006	朝食後		\circ							
	007	昼				()				
	0 0 8	昼食前				\circ					
	009	昼食後					0				
	0 1 0	夕							0		
	0 1 1	夕食前							0		
	0 1 2	夕食後								0	
0 1 3 0 1 5 0 1 6	就寝前									0	
	0 1 5	朝昼食前	\circ			\circ					
	0 1 6	朝昼食後		\circ			0				
	0 1 7	朝夕食前	\circ						0		
用法コード	0 1 8	朝夕食後		\circ						\circ	
用囚口 1	019	昼夕食前				\circ			\circ		
	020	昼夕食後					0			0	
	021	食後寝前		\circ			\circ			\circ	\circ
	0 3 5	朝食前寝前	0								0
	036	朝食後寝前		0							0
	037	昼食前寝前				\bigcirc					0
	038	昼食後寝前					0				0
	039	夕食前寝前							0		0
	0 4 0	夕食後寝前								0	0
	0 4 1	朝食前寝前	\circ			\circ					0
	0 4 2	朝食後寝前		0			0				0
		朝夕前寝前	0						0		0
	0 4 4	朝夕後寝前		0						0	0
0 4	0 4 5	昼夕前寝前				0			\circ		0
	0 4 6	昼夕後寝前					0			0	0
	0 4 7	食前寝前	0			0			0		0
	0 4 8	起床時	0								